

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法（平成27年法律第16号）第3条第1項に基づき、令和2年度予算における特定防衛調達の概要等を別紙のとおり公表します。

令和元年12月26日

防衛大臣 河野 太郎

(別紙)

令和2年度予算における特定防衛調達の概要等について

1. 特定防衛調達の概要

- (1) 対象となる装備品等の整備に係る役務及び数量
戦闘機F-15の機体構成品の包括修理 1式
- (2) 本特定防衛調達に係る長期契約の期間
令和2年度から令和8年度までの7箇年度
- (3) 対象となる装備品等の整備に係る役務の概要
戦闘機F-15の機体構成品の修理
- (4) 本特定防衛調達に関する令和2年度の予算額（国庫債務負担行為の限度額）
約254億円

(各年度の年割額)

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	合計
0億円	5億円	5億円	5億円	5億円	5億円	227億円	254億円

※金額は、四捨五入により不符号となる場合あり。

2. 本特定防衛調達を長期契約により行うことによって縮減される経費の額

- (1) 長期契約によらずに調達した場合に見込まれる経費の額
約307億円

(各年度の年割額)

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度以降	合計
0億円	0億円	45億円	45億円	49億円	49億円	120億円	307億円

※金額は、四捨五入により不符号となる場合あり。

- (2) 長期契約により調達することによって縮減される経費の額
約53億円（約17.2%）